

時局日誌（四十一）

Y H 生

十二月十四日

畏き邊では今次聖戰に赫々たる武勳を樹てた護國の英靈六千三十三柱に對し行賞

の御沙汰あらせられ、支那事變死殲者第

二十九回（海軍第二十三回）論功行賞と

して十四日午前零時賞勳局並に陸軍省か

ら發表された。恩賞の榮に浴したのは昭

和十二年七月二十一日より本年四月二十

九日に至る期間に支那、滿洲及び内地に

於て死殲した戦死四千三百九十八柱、病

死一千六百三十五柱、そのうち金鷲勳章

を賜はつたもの四千四百二十柱、殊勳甲

として優賞せられたものは故生田準三歩

兵中佐以下三十一柱である。主なる戰鬪

地區はノモンハン及び北支山西省で特に

殊勳甲中の三十名は滿、ソ國境の激戦に

挺身した勇士である。

福井縣知事 木村清司 任厚生省社會保險局長

神奈川縣總務部長 久保田峻 任福井縣知事

正六位勳六等 池尾舟藏

日本發送電株式會社總裁田次郎氏の辭任

に伴ふ交迭は左の如く發令された。

正六位勳六等 池尾舟藏

日本發送電株式會社總裁被仰付

日本發送電株式會社總裁

増田次郎

依頼日本發送電株式會社總裁被免

十二月十六日

艦隊令中改正（甲令海第一五號）教員保養

所設廢止ニ關スル規程（文部省令第四六

號）公布

大政製營會第一回臨時中央協力會議は

いよいよ十六日より三日間に亘り中央本

部大會議室に開催される。會議第一日は

午前十時より開會、本部側より近衛總裁

以下全役員、議員側は各界代表四十八名、

六大都市代表十二名、道府縣代表九十四

名、合計百五十四名出席。

劈頭嚴肅なる開會式を舉行、次いで總裁

力會議長より夫々挨拶あつて午前十一時より總會に入り、先づ有馬總長より實踐要綱の趣旨、有馬總務、後藤組織、太田政策、小畑企畫、前田議會の五局長より所管事項を説明の後議事に入り、議員提出案中の重要なものを上程審議し、午後六時より議長懇談會に入る豫定となつてゐる。

議事日程

△第一日(十六日)

△開會式(午前九時)

△挨拶(同十時十五分)

△近衛總裁挨拶

△有馬事務總長同

△末次協力會議各長同

△議會(午前十一時)

一、實踐要綱の説明(有馬事務總長の豫定)

一、有馬總務、後藤組織、小畑企畫、

太田政策、前田議會局長より所管事項の説明

▽地方提出議案説明審議(午後三時)議案は府縣ブロツク別並に職能別に順次

上程
長野縣書記官(總務) 沢 越 正 巳
京都府書記官補警察部長
山梨縣書記官(總務) 柴 博
任神奈川縣書記官(總務部長)
休職厚生書記官 池 田 欽 三 郎

任東京府書記官補總務部長
任秋田縣書記官(經濟) 豊 原 道 也

△第二日(十七日)

△總會(午前九時)

一、會議員提出議案審議續行
一、近衛總裁招待懇談會(首相官邸にて)

一、午後は左記本部提出議案を議題と

して審議、各問題別に委員會を開催

(イ)賛賛運動と組織(ロ)思想、文化問題(ハ)產業經濟問題(ニ)施政の運用

任秋田縣書記官(警察部長)
任長野縣書記官(總務部長)
茨城縣書記官(經濟) 豊 原 道 也

任秋田縣書記官(警察部長)
任福井縣書記官(警察部長)
興亞院書記官 岡 本 三 良 助

任廣島縣書記官(警察部長)
外務事務官兼領事内務事務官 小 川 喜 一

任岡山縣書記官(學務) 鹽 谷 勇
厚生書記官 遠 藤 直 人

任德島縣書記官(學務部長)
京都府書記官(警察) 小 菅 芳 大

△總會(午前九時)

一、委員會經過報告

一、午前十一時又は午後一時より全員

地方官の交迭左の如し

京都府書記官(警察) 小 菅 芳 大

任廣島縣書記官(學務部長)
地方事務官(長崎) 西 尾 森 太 郎

十二月十七日

工作機械等登録規則（商工陸軍海軍省令

第一號）公布

臣道實踐の大義を顕揚し、一億同胞の建設的論議をこゝに交流せしむべき大政

翼賛會臨時中央協力會議は全國民の注視を浴びて十六日午前十時、舊東京會館の本部大會議室に第一日の幕を開いた。本部側より近衛總裁、有馬事務總長、末次

協力會議々長を初め常任顧問たる及川海相以下各僚、參議、井田常任總務以下各總務、當任參與たる富田内閣書記官長以降各關係官及び事務局役員全體、會議員側は各界代表四十八名、六大都市代表十

二名、道府縣代表九十四名、合計百五十名が出席、劈頭嚴肅なる開會式を舉行先づ小泉協力會議部長より開會を宣し、全員起立宮城を遙拜、末次議長の紀元二千六百年紀元節に賜はりたる詔書捧讀、

戰歿英靈並に出征將兵に對する感謝祈願を終へるや、會議員側最年長者たる岩井

敬太郎氏（長崎）より會議員の會議における心構へを表明する誓「我等は長みて大御心を奉體し和衷協力以て大政翼賛の

臣道を完うせんことを誓ひまつる」を朗讀、全員緊張して宣誓する。次いで近衛總裁より「協力會議は早く上意下達、下情

上通の道を拓き、翼賛體制の眞髓を發揮せしめ、萬民盡くその處を得しむるの天意を實現すべきものであつて、協力會議運用の良否如何は翼賛運動の成否を左右する」と會議員の熱意と反省を要望し、

有馬事務總長、末次協力會議々長よりそれぞれ挨拶あり、午前十一時總會に移つた。

かくて松前總務部長より過日決定を見た實踐要綱を朗讀、有馬總長これが意義を敷衍して詳細に説明、次いで後藤組織、有馬兼任總務（松前總務部長代理）太田

政策各局長より所管事項に關する説明を行ひ、正午一旦休憩、午後一時再開、午前引續き小畠企賛、前田議會各局長よ

りそれぞれ各所管事項の説明を行ひ、本部側の指示を終つて午後二時十分より愈會議員側提出議案の審議に入つた。

右議案の審議は議事錄の順序に致て拘泥せず、末次議長の統裁によつて代表的議案を逐次採り上げるといふ國民家族會議にふさはしい新方法をとり、活氣横溢する眞剣な討議を重ね午後五時半會議を終了、同六時より帝國ホーテルにおける議長招待懇談會に臨む筈である。

英海軍省發表によれば、十二月第一週に於いて英商船二十三隻、總計一〇一、一九〇トンが獨伊側に擊沈された。その内十九隻は英船、三隻は聯合國船、他の一隻は中立國船舶であつた。英海軍筋ではこれら全部潜水艦によつて擊沈されたものではなく、機雷及び爆撃機、攻撃機による被害であると稱してゐる。

獨軍司令部發表左の如し

一、クレッチニマーソ少佐指揮の一潜水艦は最近の出動で合計三萬四千九百三十

五トンの敵商船を撃沈、開戦以來總計廿五萬トンの敵船を撃沈し偉功をたてた。

一、十五日夜獨空軍の大編隊は再び工業都市シエフィールドを攻撃甚大なる損害を與へた。

一、同日他の空軍部隊はアイルランド西方五百糠の海上で敵商船三隻を攻撃、一隻には舵機に損傷を生ぜしめ他の二隻には大損害を與へた、同船は恐らく沈没したものと思はれる。

一、英空軍は十六日夜南部及び西南部ドイツに空襲し來リマンハイムでは輕微な損害を受けた。

十二月十八日

大政翼賛會臨時中央協力會議は第二日

の總會における白熱的論議に引續き、同夜更に及ぶ委員會の實質的討議によつて提出議案の審議を一應全部終了したので、最終日は午前十時十二分より本部大會議室に總會を開催した。劈頭

翼賛會常任參與武藤陸軍々務局長が發言

を求め、陸海軍としては翼賛會の健全なる發展のため萬幅の協力を惜しまぬ旨を述べ、續いて大藏第一(運動組織)、松井委員長より委員會の審議經過を報告し午後零時十三分一旦休憩、午後一時十五分再開して津田第三(産業經濟)委員長から同じく審議經過の報告があつた。よつて末次議長は右經過報告に基き直ちに決裁

を下し、全議案を中央協力會議の意見として採擇し年内に中央本部に結成されるべき處理委員會に廻付、處理委員會において審議の後、政府に要望すべきものは追言し、翼賛會自體が取り上ぐべきものは直ちに實踐に移すこととして午後二時三十五分總會を終了、續いて全員懇談會に移つた。懇談會終了後閉會式を行ひ今次協力會議の幕を閉ぢる豫定である。

十二月十九日

馬占山軍の一部と合流の共產第八路軍

第十二師約一萬五千が最近山西省西北地區において蠢動の兆があるので、わが軍は白雪の峻嶮を衝き山西西北に掃滅戦を演じ共匪馬占山匪一萬五千を掃蕩した。

十二月二十日

内務部内臨時職員設置制中改正(勅令第九一二號)公布

大政翼賛會の所管及補助金に關し左の如く發表す。

南支艦隊報道部發表 ピルマールートの途断に、軍需生産施設の爆撃に連日活躍してゐる佛印某基地の海艦は十八日も奥

「大政翼賛會に對する所管官廳の明定は翼賛會に對する國庫補助金支出の關係か

地惡天の候を冒して大舉昆明附近の敵軍需品大倉庫群を襲ひ巨彈を投じて在庫品もろとも大倉庫を冲天に噴き上げ全機慘々歸還した、ピルマールートの輸送路、軍需生産施設につゝいて今大倉庫群を爆碎されて海鷺の蔣政權に與ふる脅威はその敗戰意識をます／＼深めるものとみられる。

らもその必要が認められ政府は法制的手續につき研究中であつたが、二十日の定期閣議において第二豫備金支出による九十三萬圓の賛賛會補助金と共に「内閣所屬部員及び職員官制」を改正し、第二條

の内閣官房管掌の列舉事項中に新に「大政翼賛會その他大政翼賛運動に關する一般事項」を追加することに決定。

十二月二十一日

近衛首相は先きに平沼國務相の入閣により第一段の内閣強化を圖つたが引続き、内閣の一部改造を斷行して国内外の新事態に對處し強力政策の遂行に邁進するの決意をなし先般來獨自の信念に基き銓衡を進めた結果最近腹案が成った。よつて近衛首相は平沼國務相の意向をもたらし最後の仕上げにとりかゝり廿一日首相と國務相の會見を最後として平沼國務相の内相就任の内諾を得、こゝに第二段補強

十二月二十一日

工作は急速に進展し内務、司法兩閣僚の更迭を決定、風見法相の後任には興亞院

總務長官陸軍中將柳川平助氏を推す事となり近衛首相は同日午前十一時半宮中に参内し天皇陛下に拜謁仰付けられ内奏の後退下、同日午後三時左の通り親任式を執り行はせられた。

任内務大臣 平沼駿一郎

國務大臣正二位勳一等男爵

平沼駿一郎

任司法大臣 興亞院中將

柳川 平助

三位勳一等功

柳川 平助

任警視監

前警保局長 山崎 廣

任内務次官 前警視總監 葦場軍藏

任司法大臣 同

司法院大員 風見 章

任福島縣知事

萬根縣知事 江邊清夫

任警保局長

支那方面艦隊報道部發表支那方面艦隊司令長官は南支方面の作戦に關し本日午前十時（日本時間）左の宣言を發するとともに在上海總領事を通じ各國外交官憲

依願免本官 内務大臣 安井 英二
同 司法大臣 風見 章
任鳥根縣知事

任警保局長

本職は作戦上の必要に本づき昭和十五年

七月十五日付杭州灣その他の海面出入禁止に關する本職の權限に左記區域を追加

二月二十三日

輸出品及輸出品用原材料配給統制規則

（商工省第一〇六號）公布

すべきこと、ならびに本追加區域に關する努力は昭和十五年十二月二十五日午前零時以後發生すべきことを宣言す。

一、大暮角西端、南朋島東端、同南西端
雙魚嘴を順次に連ぬる線をもつて包むデ

イープ・ベー、海陵山港および附近海面

二、西暮角大鳳嶺要館山を順次に連結する線をもつて包む水東港、電白港および附近海面

三、冠頭角、白龍岬連結線以北の龍門港

北海港および附近海面

昭和十五年十二月二十三日

支那方面艦隊司令官海軍大將 鳩田繁大郎

十二月二十四日

詔書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依り

十二月二十六日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名御璽

昭和十五年十二月二十四日

(6) 宮内省告示第四十號

本月二十六日帝國議會開院式ヲ行ハセラ

ル旨仰出サル

昭和十五年十二月二十四日

宮内大臣 松平恒雄

政黨解消後の翼賛議會たる第七十六議會は二十四日召集された。我國としては

さきに國民政府を正式承認日支基本條約の調印を了して事變處理に一段階を劃す

る一方日獨伊の三國同盟を連結して樞軸國の紐帶を愈強固ならしめ同時に東亜共

笑圈の確立と高麗國防國家の建設に向つて進進する不動の國策を樹立した、然し

ながら事變處理及び三國同盟連結は一連

の授蔣國家群との對立をともに尖銳化し

政治的の壓迫は濃化の一途を辿り一方高

速度國防國家の完成のため經濟統制の強

化は必然的の要請となつた。この時近衛

公を中心とする新體制運動に應じて大政

翼賛會の誕生を見、政黨まだこれに應じ

て傳統的歴史を一擲して各政黨とも解消

しこゝに黨派なき翼賛議會の出場となつ

ラム油國首相兼外相との間に批准交換調

た。衆議院に於ては無黨議會の統制をとるため議員俱樂部を結成して運営に當ることになり各議員また時局認識を新にして歴史的翼賛議員の實を結ばしめんとし

てゐる、中小業對策、生產擴充問題、食

糧問題等國民生活に直接關係を有する重

大案件の山積を始め選舉法改正案、翼賛

會に關する眞剣なる批判も行はるべく、

これらに對して機會が如何にして翼賛議

會の實を上げるかは憲政實施以來の最も

大きな試練といふべきである、この日貴

族院においては午前九時議員一同本會議

場に參集型の如く部屬決定、部長、理事

の互選を行ひこれを本會議場に報告、衆

議院は本會議場に於て新議員の紹介後抽

籤により部屬決定その他の行事が行はれ

てこゝに貴族兩院とも成立を見た。

去る六月十二日調印された日泰友好和

親條約は廿三日泰國バンコツクにおいて

わが二見公使とルアン・ビブン・ソンク

書調印が行はれ、こゝに本條約は成立し

たので内閣情報局では二十四日正午條約

正文ならびに伊藤經裁談を發表した。

友好關係の存續および相互の領土尊重

に關する日本國、油國間條約

第一條 節約國は相互に他方の領土を尊

重すべくかつ兩國間に存在する永久の

平和および無窮の友好關係をこゝに再

確認す

第二條 條約國は生ずることあるべき共

通の利害問題に關し情報を交換しおよ

び協議するため互に友好的接觸を保つ

べし

第三條 條約國の一方が一または二以上

の第三國より攻撃せらるゝ節約國に反

して右第三國を援助せざることを約す

第四條 本條約は批准せらるべくかつそ

の批准書はなるべく速にバンコツクに

おいて交換せらるべし

第五條 本條約は批准書交換の日より實

施せらるべくかつ同日より五ヶ年間引

續き效力を有すべし、節約國のいづれ

の一方も本條約を終了せしむるの意思

を右五年の期間満了の六ヶ月間に他方

に通告せざる場合には本條約は節約國

のいづれかの一方が右通告をなしたる

日より一年の期間の満了にいたるまで

引續き效力を有すべし

情報局總裁談本條約は帝國の全力を擧げ

て大東亜共榮圈の確立に邁進しつゝある

際、東亜の政治的進展に慎重なる貢獻を

なすものであつて、日泰兩國が本條約を

もつて兩國親善關係の基礎となさんとす

るものであることは本條約がその精神お

よび條文においていはゆる單なる不侵略

條約のどとき消極的なものではなく積極

かつ進取的なことよりみて明らかなる

ことであつて、本條約がこゝに效力を發

生したことは同慶に堪へない。

帝都交通調整は帝都交通調整小委員會

立して國防的見地より地下鐵網の擴充を

圖ると共に、舊市内區域の路面電車及び

バスを一プロツクとして東京市の市有市

營とする事に決定、二十四日二時半より

首相官邸に於て帝都交通調整委員會總會

を開催、右の帝都交通統制案は愈本極ま

りとなる筈である。右に基き鐵道省では

豫て帝都交通調整の當面最大の主眼點を

地下鐵の建設にありとし、地下鐵的新經

營主體として特殊公法人設立を考究中で

あつたが、今回事務當局に於て成案を得

るに至つたので廿三日鐵道大臣官邸に鐵

道、大藏、内務の各關係事務當局參集非

公式に右の鐵道省事務當局案を討議、了

解點に到達した。よつて鐵道省では今議

會に帝都交通局（假稱）法案を提出、帝

都交通調整の第一步を踏みだすこととな

つた。

右法案の骨子は左の如くである。

一、目的 帝都交通局（假稱）を設立し

地下鐵の擴充整備を圖る。

一、資金關係 帝都交通局（假稱）の資

本金は目下大藏、内務兩當局と折衝中であるが大體五千萬圓程度とする、右、

資金の割當は鐵道會計より八割、市及び民間業者二割の出資とする、既存地下鐵の買收費、帝都交通局の營業費及び將來の地下鐵建設費として資本金の十倍乃至十五倍の交通債券を發行し得る。

一、地下鐵の統合 既存の東京地下鐵、

東京高速、京濱地下鐵（未設）、市有の地下鐵敷設權を買收する。

一、統合方法 地上交通事業調整法第二條第二號の規定により主務大臣の認渡命令を發動しこれを行ふ。

一、統合の評價 現在の交通調整委員會内に評價委員會を設け適當なる評價を行ふ。
一、役員 役員は主務大臣これを任免する、役員は總裁一名、副總裁一名、理事、監事を若干名置く。

一、配當 政府出資は四分程度とし、市並に民間業者の出資分に對しては六分を保證する。

一、右の帝都交通局（假稱）の設立に伴ひ陸上交通調整委員會の官制を改正し東京地方交通調整専門委員會を設ける。

一、右の帝都交通局（假稱）内に帝都交通調整の綜合的計畫機關を設置し將來の帝都交通調整に關し強力なる指導權を與へる。

等である。しかして右の帝都交通局（假稱）の設置は將來の一元的大統制の推進機關たるを意味するは勿論、私鐵等の資材關係に關する強權を掌握する點から推して帝都交通の大統制實現の際には右の帝都交通局（假稱）がその主體となるものと見られ頗る注目に値する。

尚右の機關はロンドン乗客運輸局の實例を参考としたもので法的性格は公法人と業務的な私法人との中間に屬する申し

法人とも稱すべきもので我國においては最初の機關である。

前内府湯淺倉平氏は十一月はじめから

風邪のため牛込込込町六の自邸で療養中であつたが、二十四日に至り病状急に改まり午後二時遅に薨去した享年六十七、

正二位勳一等 湯淺 倉平

勳功に仍り特に男爵を授けらる。

十二月二十五日

支那の海に、空に作戦する帝國海軍の

各部隊は本年もまた昨年に引つづいて廣大範圍に亘る各種作戦を遂行したが、いよいよ年末に迫つたので二十四日午後四時大本營海軍報道部からこれについて次材關係に關する張權を掌握する點から推して帝都交通の大統制實現の際には右の帝都交通局（假稱）がその主體となるものと見られ頗る注目に値する。

帝國海軍在支作戰部隊は昨年引續き常時陸軍部隊と緊密なる連繫を保持しつ

つ或は之と協同し或は單獨に廣大範圍に亘れる各種作戦を遂行して隨處に多大の戰果を收めたり。

海上封鎖部隊 特に海上封鎖部隊は事

變以來連綿不斷に寒氣風濤と闘ひつゝ常に沿岸の要所を監視すると共に、主要港湾を占據閉塞して支那船舶の航行を遮断し、密輸を封じ以て敵補給線の斷絶に努めつゝありしが七月十五日更にその強化を宣言して鎮海・泉州興化灣、油尾、三都澳、溫州、海門等の諸港並に廣九鐵道沿線を急襲し敵陣地を撃破して殘敵匪賊を掃蕩し、戎克、荷揚施設その他の諸機關を潰滅し以て海上封鎖の完璧を期しつあり。

北支部隊 北支部隊は二月上旬以來その艦艇陸戦隊及び航空隊の全力を擧げて陸軍部隊の魯東作戦（山東半島の全面的掃蕩戦）に協力奮戰し大いに治安肅正の實を擧げたるも六月以降更に同様の作戦を繰返し、山東、江蘇沿岸並に射陽河、灌河河岸を日夜哨戒して第三國船舶及戎克の密輸を完封すると共に、屢々陸戦隊を揚陸し或は陸軍部隊と協力して榮城、萊州、石灰嘴、三山、石島その他沿岸各

地に蠢動する敵遊擊隊及共產匪を討伐し治安肅正に寄與するところ甚大なるものありたり。

揚子江部隊 揚子江部隊は江口より岳州に至る蜿蜒八百餘浬に亘る本流を始めとし、大小幾多の支流湖上を制し或は江岸に來襲する殘敵を掃蕩すると共に、隨所に陸戦隊を揚陸して敵匪の根據を駆き

或は航行船舶を機動砲兵の據點を壊滅し、又敵浮流機雷の搜索掃海に至つては連日連夜長江兵站線の確保に必死の努力を傾注せり、六月以降に於ては洞庭湖、君山方面の敵地を制壓し更に漢水、高郵湖その他に於ける陸軍部隊の掃蕩戦に協力し、又屢々陸戦隊を以て近岸奥地に進入し敵匪の巢窟を覆滅せり。

珠江部隊 珠江部隊は又水路錯綜せる同流域に於て、揚子江部隊と同様錯雜不

規なる作戦に從事して主要水路特に陳村水道、西口下流沿岸の敵兵並に戎克を掃蕩すると共に牛角山島並に大洲島を攻略

する等珠江水域並に附近の治安肅正に任じ着々その成果を挙げつつあり。

海南島部隊 海南島部隊は三月上旬より陸戦隊を増強し、陸軍部隊の協力を得て徹底的掃蕩を開始し、忽ち全島を席巻

主要部落を我掌中に收めたるも、其後依然餘喘を保ちて暗躍を續くる共產匪並に殘敵を撃滅し、尙航空部隊は陸軍部隊と協力して其後巢窟を覆滅せり、特に石山

清瀾、峨蔓、石壁、陽江、嘉積、大成、樂安、感恩、和安、臨高、長坡其の他百余ヶ所に於て徹底的掃蕩を實施して漸次

肅正の實を擧げ、今や明朝海南島を現出するに至れり。

航空部隊 この間海軍航空隊は周知の通り全支に亘り制空權を確保して縱横無盡の活躍を續け、凡そ作戦の行はるる所陸上に海上に或は江上に我が海軍航空部隊の活躍を見ざることなく、克く各種作戦に全幅の活躍を致せり、六月以降においては宜昌、安慶、湖口、漢水、武鳴、

南寧方面の陸軍部隊の進撃又は掃蕩戦に協力して頑敵の撃撃、敵堅壁の粉碎、敗

敵の殲滅等作戦の進捗に寄與すること多
大なるものありたり、又浙贛鐵道其の他
全支水陸各種の交通機關軍需品貯藏庫並

に軍事施設を爆破し、或は四川、雲南省
の邊境に逃避屏息せる敵空軍を潰滅して
其の再建を封じ、更に敵首都重慶に對し

ては十二月二日に實に四十七回に亘る
連續的大空襲を敢行して其の軍事、政治
上の重要機關を灰燼に歸せしめたり、十
月十八日滇緬路の再開を見るや、我が海

軍航空隊の精銳は機を失せらず數次の連續
爆撃を決行して同路の橋梁を次々に破壊
し、殊に功果、惠通の二大橋梁の爆破に
依つて本輸送路を完全に遮断するに至れ
り、以上の作戦に於て江上艦艇の處分せ
る機雷並に海軍航空部隊の擊墜爆破せる
敵飛行機數左の如し。

(一) 處分敵機雷數

處分機雷數

揚子注方 楊江ベイ
珠江方面

頭方面

十三年 二、三一二 四一七 二、七二九

十四年 一、五二六 五〇四 二、〇三〇

十五年 一、七五一 一〇八 八五九

累計 四、五八九 一、〇二九 五、六一八

(二) 飛行機に與へたる損害

擊破敵飛行機數

確實 不確實 計

十二年 五二六 五二六 五七八

十三年 七六七 一五八 九二五

十四年 一一五 二五 一四〇

十五年 二六二 二三 二八五

十五年 二六二 二三 二八五

累計 一、六七〇 二五八 一、九二八

我損害十二年六三、十三年五〇、十四

年二九、十五年一。

朕ハ國務大臣ニ命シテ昭和十六年度及臨

時軍事費ノ豫算案ヲ各般ノ法律案ト共ニ

食料品繕詰用空籠配給統制規則中改正

(農林商工省令第一二號)公布

ノ重大ニ稽ヘ和衷審議以テ協賛ノ任ヲ竭

新體制下の翼賛議會たる第七十六通常

議會開院式はけふ二十六日 天皇陛下の

親臨を仰ぎ奉つて貴族院議場に嚴肅に舉

行され、畏くも 天皇陛下には同開院式

に於て貴衆兩院の各員に對し優渥なる勅

語を賜ひ畏き聖勅を拜した兩院議員一同

はひたすら恐懼感激、よく和衷審議以て

協賛の任を完うせんことを嘗ひ奉つたの

であつた。

サンコトヲ期セヨ

勅語奉答文(衆議院)

恭シク惟ルニ

車駕親臨シテ茲ニ第七十六回帝國議會開

院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ優渥ナル 勅語

ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス今ヤ世界ハ

曠古ノ變局ニ際會ス方ニ是レ學國一體倍

々心ヲ協セラレ盡シ愈々至誠奉公以テ

天業ヲ輔翼シ奉ルヘキノ秋ナリ臣等謹ミ

テ 聖旨ヲ奉體シ慎重審議協贊ノ任ヲ竭

シ 上陛下ノ隆恩ニ應ヘ奉リ下國民ノ委

託ニ酬イムコトヲ期ス衆議院議長臣小山

松壽誠恐誠惶謹ミテ奏ス

畏き邊では今次事變に於て赫々たる武

勳を遺して散つた護國の英靈に對し行賞

の御沙汰あらせられ、支那事變第三十回

(海軍第十六回)論功行賞として二十六日

賞勳局並に海軍省から公表された。今回

の恩賞に浴した勇士は總員六百二十六名
うち將校五十三名、准士官、下士官兵五
百六十九名、軍屬三名、昭和十二年七月

十九日から本年四月二十八日までの間に
南寧、桂林、柳州、滇越鐵路爆擊行に散

華した海鷺を始め、揚子江流域海南島作
戰其の他中、南、北支各戰線の空に、陸
に、水に勇戰力鬪、東洋永遠の平和のた
めに尊き人柱となつた海の強者で、戰死

のほか戰傷病死、内地歸還後殉職又は病

歿したものも含まれてゐる。

去る二十三日支那方面艦隊司令長官の

發せられた封鎖宣言はいよいよ二十五日

發動せられ、南支艦隊は宣言地域に對し

作戰を開始せり、先づ軍艦〇〇は二十五

日先陣を承り飛行機〇〇を以て水東、電

白、陽江、豐頭港、大澳、廣海塞方面の

偵察攻撃を行ひ援護物資充満せる倉庫群

並にこれら要港に碇泊せる密輸船舶に對

し痛烈なる爆擊を加へ多大なる損害を與

へたり。

天皇、皇后兩陛下には大日本傷痍軍人

品性の陶冶並に品性の向上に努め終生奉

公の誠を盡すべく各種の事業を行ひつつ

ある實情を聞召され右事業御獎勵の恩召

から御内帑金一封下賜の御沙汰あらせら

れた。右有難き御沙汰を拜した同會では

會長林仙之陸軍大將が二十六日午後一時

半宮内省に出頭、松平宮相から賜金を拜

受、厚き思召に感激して退出した。

長き邊では前内大臣湯淺倉平氏の逝去

をいたく御輓悼あらせられ、二十六日に

は同男爵の葬儀に先立ち午後二時勅使と

して牧野侍從を牛込區中町の同邸へ差遣

はされ故男爵の靈前に左の優渥なる御沙

汰書を賜ひ且つ祭資金一封並に幣帛、御

供物花一對を下賜あらせられ燒香せしめ

られた。

故正二位勅爵湯淺倉平ニ賜

忠純ノ誠ハ剛毅ヲ抗ケテ以テ克タ斷シ清

廉ノ節ハ正義ヲ執リテ而シテ回ラス官ニ

ハ則チ恪勤ヲ執掌ニ致シ職ニハ則チ續密

ヲ鞠躬ニ全クシ三朝ニ臣事シ廿歳ヲ閱歷

ス入りテ調整ニ任シ克ク輸弱ニ協ヒ進ミ

テ輔襄ヲ職トシ遂ニ獻替ニ參ス勤勞備ニ

至リ勤績甚タ顯ル遽ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ軫

悼ニ勝ヘム宣シク使ヲ遣ヘシ時ラ齊ラシ

以テ弔慰スヘシ

十二月二十七日

宅地建物評價委員會官制(勅令第九二六

號)、都市計畫法施行令中改正(勅令第九

三八號)、神宮關係特別都市計畫法施行令

(勅令第九四〇號)、友好關係ノ存續及相

互ノ領土尊重ニ關スル日本國「ダイ」國間

條約(條約第十二號)、農林部內職員共濟

組合規則(農林省令第一一〇號)、農林水

產業調查規則(農林省令第一一一號)、洋

紙配給統制規則(商工省令第一一二號)

商工省共濟組合規則(商工省令第一一三

號)、船員徵用旅費規則(遞信省第八六

號)、外務省職員共濟組合規則(外務省令

第二一號)、厚生省職員共濟組合規則(厚

生省令第五五號)、米配給統制規則中改正

(商工省令第一一〇號)、石炭配給調整規

則中改正(商工省令第一一一號)公布

駐支大使本多熊太郎氏は顧問若杉要氏

堀内公使、吉野陸軍大佐、澄田海軍中佐、

曾稱上海領事、木村書記官等を帶同、上

海まで出迎へた安藝興亞院調査清水書記

官の案内を受け二十七日午前十一時二十

五分飛行機で南京に着任した。

十二月二十八日

内閣印刷局共濟組合令(勅令第九四五號)

專賣局共濟組合令(勅令第九四五號)、造

幣局共濟組合令(勅令第九四六號)、陸軍

共濟組合令(勅令第九四七號)、林野現業

員共濟組合令(勅令第九四八號)公布

畏き邊では今次聖戰にて武勳赫々たる

興亞の英靈二千七百五十七柱に對し行賞

の御沙汰あらせられ支那事變死殞者第三

十一回(陸軍第二十四回)論功行賞として

二十八日午前零時賞勳局並に陸軍省から

發表された。恩賞の榮に浴したのは昭和

十二年七月十二日から本年四月二十九日

に至る間に北、中、南支及び滿洲國に於て

十二月二十九日

戰死を遂げた七百柱と病死者二千五十七

柱で、戰死者の中には特に南支寧攻略

戰、賓陽作戰、皇姑關及び九塘、八塘附

近の戰闘等に奮戦力闘した勇士が多數に

上り、また軍屬中滿洲國の日系軍人、鐵

道協議員等で治安肅清戰に戰死した二

十七柱も含まれ、病死者の範圍は大陸に

於ては中、南支に多く一部滿洲國を含ん

であるが、内地に於ける病死者が約半數

を占めそれゆえ恩賞に裕してゐる。今回

金鵄勳章を授賜されたもの七百二十一柱

武功拔群殊勳甲として優賞されるのは賓

陽作戰に挺身敵華した鈴木茂一郎歩兵中

佐以下六十二柱、全部の内譯は將校百六

十二、准士官、兵二千二百六十六、軍屬

三百二十九柱である。なほ右の外既に發

表された金鵄勳章を拜受しなかつた病死

者の中一万八千二百九十九柱に對し賜金

併護の御沙汰あらせられ今回同時に發表

された。

大本營陸軍報道部は本年に於ける支那事變の状況を本日左の如く發表した。

皇軍の威武燐として大陸に輝く裡に紀元二千六百年を送ることになつたが、本年に於ける支那事變の状況を昨年のそれと比較するに先づ目につくことは敵の抗戦力が著しく低下したと云ふことである。即ち昨年度支那軍は四月攻勢、夏季攻勢、九月攻勢、冬季攻勢と四回に亘り全面的に自主的反攻を試み來つたのであるが本年は昨年末より行つた冬季攻勢の餘波として一月に若干の蠢動を見た以外敵が全面的に反抗して來たものは全くこれを見なかつたのみならず、強ひて自主的反攻と認めらるるもの求むれば僅に八月北支に於て共産軍の二回の出撃があり我軍に依り直ちに撃退された例があるのみであつて、これを昨年と比較すれば敵の作戦は極めて消極的であり、その戦力の低下を現實に物語るものと謂ふべきである。

我が中原の制覇と封鎖の强行及び空軍の猛爆により敵の困窮は益々甚だしく經濟壓迫状況は隨所に現れつつある。即ち蔣政権の財政は現在に於て既に關稅は其の九〇パーセントを短稅、統稅は其の八十パーセントを失ひ殘餘の微々たる財源を以て戰費を支辨しあるの現狀であつて彼の窮乏は蓋し想像に餘るものがある。

試みに支那奥地における物價の一端を述ぶれば事變前に比し燃料は約十三倍、衣類は約八倍、食糧は約四倍の暴騰振りである。一方物資の輸入はビルマルート及びその他の方面よりする輸入を合して事變前の一〇パーセント推定され、今後如何に英米の聲援的援助があらうとも物資の不足は愈々拍車を加ふることと思はれり我軍に依り直ちに撃退された例があるのみであつて、これを昨年と比較すれば敵の作戦は極めて消極的であり、その戦力の低下を現實に物語るものと謂ふべきである。

國共の軋轢は屢々傳へられてゐる所であるが共産軍は今次事變を好機として勢力を擴大を圖り其兵力は始め蔣介石の指定せる三箇師を遙に突破して今や三十萬

に垂んとし、その地盤も北部山西より北支全般に擴大し更に長江下流の富裕地域に進出している。且下蔣介石は共産軍を我が軍占領地域内の物資貧弱なる地方に移駐せしめその自滅を圖らんとするに對し、共産軍備遠之に應せざる態度を示し其の葛藤は逐次激化せんとする情況である。

赫々たる皇軍の戰果により愈々迫に瀕せる重慶政権が尙抗戦を持続しつゝあるは英米の援助を唯一の頼みと爲しある結果であつて、今後と雖も英米の援助が續く限り蔣政権の抗戦は續くものと覺悟すべきである。實に英米は支那民衆の犠牲に於て我國力の消耗を圖らうとするものであり、この意味に於て蔣政権が窮乏に向へば向ふ程英米の援助も強化される可能性があるが帝國はこの情勢を凌いで益々蔣政権に對する彈壓の手を強めねばならぬ、過般帝國が承認を致行せる新政權

げつゝあり、その前途蹇に洋々たるもの
があるとはいへ、今や支那事變は世界的

規模にまで進展し、帝國の前途に對する
客觀的情勢は容易ならざるものあるを思

はしむる時軍は愈責任の重大なるを痛感

して今後更に不退轉の決意を以て一路事
變完遂に邁進せんとするものである。

本年度に於ける主なる作戰と敵に與へ
たる損害は左の通りである。

一、冬季攻勢の擊激戦（昭和十四年十二
月より本年一月迄）

交戰兵力殆ど敵全軍△遺屍六三、〇〇
〇△捕虜二、五〇〇△鹵獲品追擊砲三

三、重機關銃八三、輕機關銃四五四、小
銃一四、四八九

二、五原作戰（蒙疆一月—三月）
交戰兵力約五萬△遺屍約一萬△捕虜二
〇〇△鹵獲品追擊砲二、重機關銃五、
輕機關銃四五、小銃七三〇

三、賓陽殲滅戦（南支南寧東北方一月一
十八日十二月八日）
交戰兵力約四萬△遺屍六、一〇〇△捕
虜一六四△鹵獲品追擊砲一、重機關銃

交戰兵力約四十萬（三十五ヶ師多數）
重砲機械化部隊及空軍參加）△遺屍四

六、八〇〇△捕虜二、五〇〇△鹵獲品火
砲四一、迫擊砲六八、重機關銃一一〇、
輕機關銃五四四、小銃九、六六〇、擲彈
筒一二五、戰車裝甲自動車八八

四、晉南、鄉寧作戰（北支山西省四月中
旬—五月）

交戰兵力約二十萬△遺屍二三、九〇〇
△捕虜六四〇△鹵獲品重機關銃三一、
輕機關銃一三五、小銃二、二八八

五、青陽作戰（中支四月二十日—五月上
旬）

交戰兵力約四萬△遺屍四、八八〇（內溺
死三〇〇）△捕虜三三九△鹵獲品追擊
砲一九、重機關銃九、輕機關銃二九、
小銃五五七、拳銃一六、船（艦船其他）

九〇一
六、良口作戰（南支五月十日—六月十日）
交戰兵力約四萬△遺屍六、一〇〇△捕
虜一六四△鹵獲品追擊砲一、重機關銃

六、輕機關銃一九、小銃三八二、拳銃
二四

七、宣昌作戰（中支五月一日—七月十日）
交戰兵力約四十七萬（五十ヶ師）△遺屍

八八、八五〇△捕虜五、六九一△鹵獲品
火砲二八、迫擊砲五五、重機關銃一四

八、輕機關銃五七七、小銃一二、六九
一、鄉彈筒一〇九

我空軍根據地の前進と敵の補給遮斷の
政戰兩略の利を收む。又我部隊は約四
十日間に無敵の堅陣に據る敵陣帶而も
交通不便なる一千二百糸を突破し、異
常なる皇軍の突破力を示せり。

八、江南作戰（中支浙東方面十月上旬—
十月下旬）

遺屍七、八〇三△捕虜五一四、△鹵獲
品追擊砲二、重機關銃一五、輕機關銃

七八、小銃一、四三四
九、漢水作戰（中支漢水近傍十一月下旬—
十二月上旬）

遺屍六、一九七△捕虜四七一△鹵獲品

迫撃砲一、重機関銃一〇、軽機関銃三

四、小銃九四八

十、第二期晉中作戦（北支山西省共産軍の剿滅十月中旬—十二月上旬）

交戦兵力三萬五千△遣屍二、一四七△

捕虜三三五△鹵獲品山砲三、迫撃砲一

重機関銃一〇、軽機関銃一三、小銃二、

一八六、自動小銃三四

焼却せる敵軍事施設

司令部兵舎五六棟△軍需工場倉庫等九

○ヶ所

我陸軍航空部隊は以上の地上作戦に協

力し偵察に連絡に寧日なく、縦横に翔り

その間に敵重要據點を猛撃その軍需施設

を粉碎して多大の戦果を挙げた。一方六、

七月中には海軍航空部隊と協力重慶に大

空襲を敢行して殆ど起らる氣力を喪失

せしめた。又九月下旬佛印進駐部隊に協

進んとする飛行機が擊墜されその後の補

給もならず今ではその片影すら見られな

い様に叩きのめされた。

◇支那事變彼我飛行機擊墜數

敵の損害　　擊墜　爆破　計　自爆　計

昭和十四年　十二月二十　三〇　一〇　四九　三　三一

五日まで　昭和十五年　十二月五日　三　六　六　九　九

合　　計　四三　一六　五八　六　六

△ノモンハン事件彼我飛行機擊墜數

敵の損害　　我の損害

擊墜　爆破　計　自爆　計

一三一　毛　二三九　二五七　二七

(一)昭和十五年度に於て敵軍に與へたる

損害(一月—十一月末迄)

敵の遺棄死體　五八九、八八八

重、野、騎、山砲等　一三四

敵捕虜　五五、一二七

重、野、騎、山砲等　一三四

重機関銃　五三

迫撃砲　五四一

重機関銃

三、七〇八

小銃

一三八、四四四

洋砲

戰車自動車等

装甲列車、機關車、客車、貨車　三三

舟艇等　一四五

旬まで

敵の遺棄死體　一、八〇八、三五〇

敵の遺棄死體は我の目撃せるもののみ

であり然らざるもの計上するときは敵

に與へた損害(死傷、逃亡、歸順等)總

計尠くも三百五十萬と判斷せらる。

九九

小銃 四〇五、一六五
洋砲 一四、〇一五
戰車自動車等 一、四五九

装甲列車、機關車、客車、貨車等 二、三六四

舟艇等 三三二

歯獲品は判明せる主要なるものゝみを示しこの外彈薬、器材、被服等枚舉に遑あらず。

我が損害

聖戰に殉せる我が尊き犠牲は左の通りである（昭和十五年十一月十四日調）

△昭和十五年度における戰死

一三、一三一名

△昭和十二年より本年末迄の戰死（張
鼓峰ノモンハン事件を含む）

一〇一、八九九名

十二月三十日

本日海軍航空部隊戰闘隊〇〇機は横山
隊長指揮の下に〇〇基地を發し午後一時
半成都上空に至り爆擊を開始し地上にあ

りし大型機三機、小型機十五機計十八機を炎上別に小型機十一機を大破せしめ全

の率ゐる別働隊〇〇機は午後二時半恩施（湖北省宜昌西南）を爆撃全彈命中三ヶ所より炎上せしめ甚大なる戰果を收めた

ありしもわれに損害なし、別に野中隊長

（純）、調所の各精銳部隊は敵が一年掛り

で築いたトーチカ陣地を突破し六日夕刻には敵の遺棄死體を踏み越えつゝ陸水河

谷右岸地區に敗走の大軍を捕獲一方わが

海軍航空部隊の一部は二十八、九の兩日に亘り浙贛線金華驛（杭州南方百五十キロ）及び撫潭驛南昌（東方百二十キロ）

を爆撃、停車場、線路、倉庫群等に直撃弾を浴せ之を大破し多大なる損害を與ふ。

△昭和十二年より本年末迄の戰死（張
鼓峰ノモンハン事件を含む）

用令中改正（勅令第三號）勅任文官諭衡

委員會官制（勅令第四號）奏任文官特別任用令改正（勅令第五號）文官分限令中改正（勅令第九號）公布

一月六日 教職員共濟組合令（勅令第一七號）

損害保險國營再保險法施行令中改正（勅令第一八號）公布

第第九戰區の出鼻を挫いて破竹の進撃

をつゞけるわが岡部、寺平、阿部、有馬、

日高、高橋、藤崎、平岡、村上、鷄飼の

各精銳〇〇を進撃して六日夕刻には峻

峻と豪雨を衝いて陸水山岳地區の敵大軍

を捕捉しかくて陸水左右兩岸において敵

を捕獲しかくて陸水左右兩岸において敵

送は勿論各國語にも翻譯されて海外に中継放送された、今回の教書は恐らく對英援助の方法、範囲等につき具體的に説明するものと豫想されたが實際は各方面の期待を裏切つて對英援助の具體的内容を示すに至らなかつた、然し爾太統領自身がその教書の中において「これは歴史的な演説である」と應々斷つてゐる如く、大統領はこの抽象的教書に於て、米

國の安全が歐洲に於る民主主義の運命と不可分の關係にあるとなし、この限りにて、今次戰爭は民主主義を援助すべきことを強調、右目的を以つて米國防の擴充に萬全を期すこと並に民主主義に對する軍需品の提供を米國防計畫の一部として取入れることを議會に提案してゐるが、これによつて大統領は米國が歐洲戰爭と極東に於ける戰争と不可分の關係に立つて

あることを、明瞭な語調で宣言し、米國の基本的國策が、すべてこの觀點の上に打樹てらることを明かにしたものであつて、その意味するところは極めて深いものがある。

從つて教書は高度國防の擴充、民主主義國家群への徹底的援助提供、獨裁國家

地方長官の交迭左の通り

との妥協反対を單に抽象的に述べるに止つてゐるが國防擴充については七日發表豫定の豫算教書に於て具體的な數字を以て議會の協賛を要求するはずで、民主主義國家群への援助提供については英國、支那、ギリシア等の諸國に對する具體的援助方法を今後逐次議會に示すものと解されかくて教書中に盛られた政策は今後次第に具體化するものと思はれる。なほ極東問題、對日問題、太平洋問題については一言も觸れなかつたがこれは極東に對して無用の刺戟を與へまいとする用心深い態度の現れと觀測される。

一月七日

有機合成事業法施行期日ノ件（勅令第二

任岐阜縣知事

軍事保護院
援護局長　數　藤　鐵　臣

任新潟縣知事

文部省社會
教育局長　田　中　重　之

任石川縣知事

岐阜縣知事　宮　野　省　三

任新潟縣知事

石川縣知事　土　居　章　平

任京都府知事

前文部次官　三　邊　長　治

任大阪府知事

前警保局長　安　藤　狂　四　郎

三號）有機合成事業法施行令（勅令第二五號）有機合成事業委員會官制（勅令第二六號）生花切花及枝物類ノ販賣價格指定期（農林省告示第三號）公布

大臣官房 人事課長 町村金五

任富山縣知事

新潟縣知事 安井誠一郎
埼玉縣知事 土岐銀次郎
山梨縣知事 安岡正光

任山梨縣知事

大阪府總務部 警視廳警務課長 高野源進

任高知縣知事

大阪府總務部 長服部直彰

任大分縣知事

大阪府總務部 會計課長 灘尾弘吉

任宮崎縣知事

大阪府總務部 靜岡縣總務長 長船克己

任沖繩縣知事

大阪府總務部 熊本縣總務長 早川元

任宮崎縣知事

大阪府總務部 廣瀬永造

任警視廳警務部長

大阪府總務部 文書課長 古井喜實

任內務大臣祕書官兼大臣官房人事課長

大阪府總務部 地方局財政課長 三好重夫

任大臣官房會計課長兼地方局財政課長稅務課長

大阪府總務部 大臣官房文書課長 古井喜實

任宮崎縣知事

大阪府總務部 長 長谷川透

任沖繩縣知事

大阪府總務部 長 船克己

任宮崎縣知事

大阪府總務部 長 早川元

任宮崎縣知事

大阪府總務部 長 廣瀬永造

任宮崎縣知事

大阪府總務部 長 三好重夫

任宮崎縣知事

大阪府總務部 長 田中清

任東京府知事

大阪府總務部 長 岡田周造

任大阪府知事

大阪府總務部 長 半井清

依頼免本官(各通)
情報局總裁談舊曆二十三日ペーミュダ

における英國官憲が、英國船エキスカリ

ペー號の邦人乗客北村氏外八名よりその

所持金を沒收したる事件に關し、帝國政

府においては早速眞相を調査したる結果

その實情も判明したので、松岡外務大臣

は七日午後外務省において駿日クレーギ

ー英國大使に對し、在ペーミュダ英國官

憲の取りたる處置が明白に交戦權の濫用

であつて中立國たる帝國臣民の交通自由

の正當なる権利を侵害する不法行爲たる

ことを指摘して嚴重抗議するとともに、

英國政府において右事件解決のため至急

満足なる措置を講ぜんことを要求した。

有機合成事業法施行規則(商工省令第二號)公布

東條陸相は八日の陸軍始め觀兵式にあり

たり全軍に陸軍訓令第一號を以て「戰陣訓」を示達し、皇軍將兵の戰時道德の昂

揚に資することとなつた。

内容は序に始まつて(一)集團的道義

を説いた本訓其の一(二)個人的德目

十項目に言及した本訓其の二(三)同其

の三、第一戰陣の戒、第二戰陣の嗜(四)

結の項目から成り、膨大なものであるが

全訓を通じ戰場に於ける皇軍將兵の德義

と戒律を説いて剩すところがない。而し

て陸相がその序において指摘してゐる通

り、軍人精神の根本義は明治十五年一月

四日軍人に賜はりたる勅諭に於て炳乎と

して明らかであり、またこの實踐の要

綱、戰時訓練に就いては、作戰要務令、

各兵操典、各種教範、諸勤務令などの典

令を通じて既に明確に教示せられてゐる

ところである。而して今回の戰陣訓は、

専ら戰場の完成を諱々として說いたもの

と云ふべきであらう。

地方長官異動に次ぐ本省課長及び地方

部長級異動は八日發令されたが、異動範
圍は三十五府縣六十名、退職三名に達し
た。即ち左の如し。

警視廳特高部長 水 池 嘉

任大臣官房文書課長

福島縣書記官(警察) 高 橋 三 郎

任警保局檢閱課長

內務省都市計畫課長 岡 本 茂

任地方局振興課長

内務省檢閱課長 重 成 格

任計畫局都市計畫課長

警視廳消防部長 櫻 井 三 郎

任內務事務官警保局勤務) 任內務省監查官(地方局勤務)(各通)

厚生書記官 物 部 煙 郎

德島縣書記官(總務) 關 外 余 男

京都府書記官(學務) 龍野喜一郎

任兵庫縣書記官(警察部長)

任警視廳刑事部長 永 野 若 松
任特別高等警察部長 宮城縣書記官(經濟) 泉 守 紀

任北海道廳部長(警察部長)

山口縣書記官(總務) 加 藤 初 夫

任東京府書記官(學務部長)

香川縣書記官(警察) 和 田 寛

任京都府書記官(學務部長)

兵庫縣書記官(總務) 土 肥 米 之

任大阪府書記官(總務部長)

北海道廳書記官(警察) 斎 藤 嘉

任大阪府書記官(警察部長)

鹿兒島縣書記官(警察) 桃 井 直 美

任神奈川縣書記官(學務部長)

愛知縣同 龜 山 孝 一

任三重縣書記官(總務部長)

任兵庫縣書記官(總務部長)

新潟縣同 梶 山 千 之

任群馬縣書記官(警察部長)

茨城縣同 橋 爪 清 人

任新潟縣書記官(學務部長)

和歌山縣同 中 村 元 治

任熊本縣書記官(警察部長)

任埼玉縣書記官(經濟部長)

任新潟縣書記官(警察部長)

任群馬縣書記官(總務部長)

任青森縣書記官(警察) 猪 俣 二 郎

任千葉縣書記官(警察部長)

任栃木縣書記官(學務部長)

任茨城縣書記官(警察部長)

岩手縣書記官(經濟) 岩 城 弘

任栃木縣書記官(學務部長)

青森縣書記官(總務) 岩 重 隆 治

任三重縣書記官(警察部長)

群馬縣書記官(總務) 山 田 武 雄

(大阪府)

任愛知縣書記官(總務部長) 熊本縣書記官(警察) 山田俊介

地方事務官 高橋良磨

任愛媛縣書記官(總務部長) 兵庫縣地方事務官 阿部源藏

任愛知縣書記官(警察部長) 千葉縣書記官(警察) 伊能芳雄

任靜岡縣書記官(總務部長) 岩利昭

任青森縣書記官(總務部長) 新潟縣書記官(學務) 棚木縣松下

任青森縣書記官(警察部長) 任大分縣書記官(警察部長) 厚生書記官 武島一義

任廣島縣地方事務官 西岡太郎

任山梨縣書記官(經濟部長) 松下

任山梨縣書記官(經濟) 盛本完

任鳥取縣書記官(經濟) 大濱芳雄

任奈良縣書記官(學務) 中川金正

任奈良縣書記官(警察部長) 内務事務官 宇佐美一

任岐阜縣書記官(學務部長) 任鳥取縣書記官(警察部長) 任熊本縣書記官(學務部長)

任長野縣書記官(學務部長) 埼玉縣警察部長 宮脇參三

任長野縣書記官(警察部長) 任廣島縣書記官(警察部長) 農林書記官 原信次郎

任岐阜縣書記官(學務) 有松昇

任岐阜縣書記官(總務部長) 任山口縣書記官(總務部長) 任奈良縣書記官(警察部長)

任任官城縣書記官(經濟部長) 鳥取縣同 高野長春

任任福島縣書記官(經濟部長) 任和歌山縣書記官(警察部長) 任奈良縣書記官(學務部長)

文部書記官 宮崎謙太

任岩手縣書記官(總務部長) 任高知縣書記官(學務) 清水芳一

任香川縣書記官(警察部長) 爰知縣書記官(總務部長) 小出光伸

岩手縣同 遠山信一郎

愛媛縣同 外山福男

依頼免本官(各通)

富山書記官(管察) 錫田德壽

任厚生省書記官

内務事務官 高橋敬一

任軍事保護院業務局補導課長

大政翼賛會企畫局長は企畫院次長小畑

忠良氏の兼任のまゝ今日にいたつたが、

小畑氏は今回大政翼賛會企畫局長を辞任

企畫院次長の職に専念すべく決意し、八

日午前十時近衛總裁を訪問し、この際適

當の後任者を得れば辭辭任した旨を表明

諒解を求めた。

一月九日

情報報局總裁談

現時我國內外の情勢は本年度に於て愈重大を加ふるものと思考せらるゝも、此の際これを突破し國運の一大躍進を期せんが爲には、國民全般一段の協力を必要とすること謂ふを得たず

就ては政府に於ても資衆兩院並に各方面

一大躍進を期せんが爲には、國民全般一段の協力を必要とすること謂ふを得たず

就ては政府に於ても資衆兩院並に各方面

の有識者の參集を求める十四、十五、

十六、十七日の四日間に亘り近衛總理並に陸海兩相より國際情勢並に國內事情に關する眞相等を説明し之に對する政府の所信を述べ種々與談をなすこととせり。

文官制度改編による抜擢部部の任地は左の通り。

岡山縣總務部庶務課長 島村軍次

島根縣書記官(學務部長) 富山縣總務部庶務課長 佐々木重成

奈良縣書記官(經濟部長)

一月十日

新聞紙等掲載制限令(勅令第三七號)

黒糖配給統制規則(織材省令第一號)

砂糖配給統制規則中改正(商工省令第

三號)公布

鐵道省に新設される需品局初代局長の

人選を左の如く決定發令。

名古屋鐵道局長 堀木錄三

鐵道省需品局長 高須俊一

名古屋鐵道局長

獨空軍は特定地區に對する集中爆撃の戰法を一變して。十日夕刻よりイングランド・ソウル附近の十五都市に對し一齊に猛烈な爆撃を加へた。この日飛行日和に恵まれ獨機は大學イングランド東岸から侵入し。各都市に無敵の高性能爆彈、焼夷彈を投下し爆撃は眞夜中まで前後七時間の長きに亘つて行はれた。

全國經濟部長事務打合會第二日目に於て石黒農林大臣は左の如き訓示をせられた。

一、主要食糧增產問題――國防國家體制の基礎を鞏固ならしめるため米麥など主食糧の自給強化を確立することは焦眉の急務でこれがため内外地および滿支に亘る食糧事情に鑑み相當長期間に亘る計畫を樹立し内地においては外に對する依存度を可及的に少なからしめ

る方針の下に可能な限度まで増産を行ふを必要とする。よつて耕地の擴張改良などにより米麥各約一千二百萬石の増産を目標とし計畫完了後においては米穀約八千三百萬石麥類約二千五百萬石の生産を確保せんとする計畫を樹立中であるが、昨今の食糧事情ならびに國際情勢の推移に鑑み差當りの應急施設として昭和十五年度および十六年度において米穀約四十萬石、大麥約百二十四萬石、裸麥約百六十三萬石を増産しなほ荒廢棄園の整理轉換により甘藷約五千五百五十萬貫、馬鈴薯約八百萬貫、陸稻六萬石を増産する計畫である右の増産の目的を達成するためには農家の増産に対する熱意を昂揚するとともに農業技術を總動員して指導の徹底を期するを肝要と考へ現に農村中堅人材約一萬五千人を茨城縣内原訓練所において訓練を行ひこれらの人々の眞剣な熱意をもつて増産推進の基礎としこ

の訓練は昭和十六年度においてもまた繼續實施の見込である。なほ農業技術員の一助として近く道府縣郡市農會技術員の増産協議會を開催する豫定でありまた農林省內に食糧增産中央本部を設置し地方においても中央に準じてそれゝ指導組織を設け順次下部組織の指導督勵に當らしめ各農家の實地指導に遺憾ながらしめたいと思ふ。また近時諸種の原因により農地の潰廢著しき傾向あるに鑑み食糧増産の目的達成のため農地の潰廢防止、積極的利用の促進、作付調整などを行ふため近く國家總動員法に基き農地管理制度を確立實施する豫定である。

一、米穀の需給調整の問題＝昭和十六年度における内外地を通する米穀の需給はまことに容易に樂觀を許さず政府は昨年九月米穀の集荷配給の管理統制を強化するとともに消費の規正を實施し且つ必要に應じ外國米の輸入をばかりもつて米穀の需給に不安なからしめるの方針を決定し實行に努め來つてゐる。米穀の國家管理の施設は地方官民の協力により幸ひ目下のところさしたる支障もなく運用せられてゐるがこれについては複雑なる國際情勢の下において萬全の措置をとりつつある。米穀の消費規正は各般の事情に鑑み今後一層組織的な方法によりこれを徹底する必要ありと認め米穀配給組織整備の問題とも關連し考究中である。

一、農業生産資材の問題＝政府は既に農作物の増産の計畫を樹てこれが遂行を期してをりこれに必要な資材の供給は政府の重大なる責任で物動計畫の實施に當り事情の許す限り多くこれを特定分離し特に食糧増産に必要な物資については軍需或は生産力擴充用

と同様に取扱ふよう關係方面と緊密なる連絡をはかるとともにこれが配給は

明確に且つ公正に農家の手に届くよう留意してゐる。就中肥料の供給につい

ては直接これが農業生産に至大の關係を持つてきりこの際一キロトンでも多く供給するの必要があるので前年以來

實施致してゐる電力、石炭などの資材の優先配給、生産確保、助成金支出な

ど諸施設はこれを一層強化しもつて一段と肥料の増産に努めつゝある。そ

の結果本年一月乃至七月の期間における無機質肥料の配給見込數量は昨年の

同期に比しその供給數量においてまた受波し限月の數量において改善の跡を示し得たがなほ需要量に對しては十分ではないので前年通り米麥重點主義の配給をなすことにしたから地方においても配給の圓滑を計ると共に米麥重點

主義に基き肥料の處理調整を勵行し折

要望する。

一、木炭に關する事項＝木炭の要給調整

に關しては先に各種の增産獎勵施設を講じ極力その供給量の増加を計ると共に木炭需給調節特別會計の運用により

政府に於て重要生産地方より木炭の買入れを行ひこれを消費府縣に配給する

ことによりその需給の調整を期することとし各生産府縣に對してそれゝ政

府供出數量の割當をなしたので生産府

縣においても相當の消費規正を實行し極力政府木炭の供出に盡力した結果

出荷もほど順調に進み昨年同期におけるやうな混亂を惹起することもなく年

度の飼料供給の見透しは幾分改善せらるる状況にあるが食糧及び肥料の

需給の現狀並に國際情勢の動向に鑑み

年度の飼料供給の見透しは幾分改善せらるる状況にあるが食糧及び肥料の

需給の現狀並に國際情勢の動向に鑑み

到底樂觀は出來ないから農家は地方においては飼料需給方面の強化擴充に一

段の努力を拂はれたい。

一、農林漁業團體の統制問題＝農林漁業團體は既にその沿革古くわが國農林漁業の推進機關としてわが國農林漁業の

れるやうさらに一段の努力を頼はしたい。

一、畜產に關する事項＝有畜農業は時局下において地方を保護し農業生産力を確保増進すると共に食糧政策完遂の上において緊要不可缺のものである。事

變勃發以來飼料の關係より畜產經營は種々の困難に當面してゐるので政府も

飼料対策には凡ゆる方途を講じてゐるがなほ十分國內の需要を満たすを得ない。昨秋における内外地及び滿支において飼料の生産はやゝ恢復し昭和十六

年度の飼料供給の見透しは幾分改善せらるる状況にあるが食糧及び肥料の需給の現狀並に國際情勢の動向に鑑み到底樂觀は出來ないから農家は地方においては飼料需給方面の強化擴充に一

段の努力を拂はれたい。

一、農林漁業團體の統制問題＝農林漁業團體は既にその沿革古くわが國農林漁業の推進機關としてわが國農林漁業の

改良發展に貢獻し來りわが國國民經濟

の進展に寄與し來った。今や經濟新體制の線に沿ひ國內各種經濟機構が高度

國防新體制の一環として職域奉公を完

うする新組織への再編成が要請せられ

るに伴ひ農林漁業團體も亦右の觀點よ

りこれが再編成を行ふを緊要とし政府

に於ては目下農林計畫委員會に諮詢し

てこれが立案を得るやう努力してゐる

しかして成案の上は今期議會に必要な

法律案を提出してこれが實施を計る

一月十二日

昨年十一月ルーズベルト現大統領を

向ふに廻し善戦した鶴共和黨大統領候補

ウエンデル・ウィルキー氏は十一日午前

目下全米の大問題となつてゐる民主主義

國家援助法案に對し修正を條件に賛成す

る旨公表し注目を惹いた。なほウィルキー

氏は今後二週間以内にクリッパー機に

搭乗、英國に赴き、同地の諸情勢を視察

することとなつた。ウイルキー氏はその旅行がルーズベルト大統領並に國務省當局の諒解済みのものではあるが、全く個人の資格においてなされるものであることを強調した。

一月十四日

三種、堵等統制規則(農林省令第二號)公布

政府は最近大東亞新秩序建設の我最高

國策達成を目標として、種々の團體が簇

生し、しかもこれ等の團體中には新秩序の建設内容について獨自の主張を有し、

それに基いて各種の行動を展開してゐる

事情に鑑み、我が不動の國策遂行にいさ

ムかの分派的行動をも存せしめないやう

これ等興亞諸團體の行動目標を明確に指

示すると共に、その思想運動の中核指導

團體を設けて、一切の運動をこれに歸一せ

しめる必要に迫られたので、十四日の閣

議に右方針を附議、鈴木興亞院總務長官

心得より方針の内容につき説明があつて

保といふ課題と關聯して今後の實踐が注

左の通り閣議決定した。即ち政府は興亞

諸團體の指導方針として先づ、

一、諸團體の行動は昨年十一月三十日日

満華共同宣言において簡明せる趣旨に

て許されない旨を明示し、大東亞建設

の指導理論の明確な基準を指摘し、次

いで、

二、我が國內における右の思想運動は大

政翼賛會をしてこれに當らしむることと

に定め、興亞諸團體は今後翼賛會の指

導下に新秩序建設の思想運動を展開す

べきであることを指示した。

これは興亞諸團體を打つて一丸とし、

最も効果的な新秩序建設運動を展開せし

めんとするものであるが、東亞新秩序建

設に關する一切の思想運動は翼賛會の指

導下に行はるべきであるとしたことは、

翼賛會が當面してゐる高度の政策性の確

保といふ課題と關聯して今後の實踐が注

目される。

【閣議決定】大東亜新秩序建設を目指とする諸國體の行動は昭和十五年十一月卅日日満華共同宣言にて闡明せる趣旨に依るべきものである肇國の精神に反し皇國の主權を晦冥ならしめる處れある如き國家聯合理論等は許さない。帝國內における大東亜新秩序建設に關する思想運動は

一月十五日

大政翼賛會をしてこれに當らしめる。

遞信省では航空局官藤原保明、時金局長萩原丈夫、大臣官房監察課長森義信、三氏の勇退を機として人事異動を行ふ。即ち左の如し。

管理局長 手 島 荣

航空局長官

大藏省大阪税關長 尾 關 將 玄

管船局長

管船局長 伊 勢 谷 次 郎

航空局監理部長

福 原 敬 次

大藏省大阪税關長

川平助中將。
木貞夫、寺内壽一、畠俊六各大將、柳

東京都市遞信局長 景 山 準 吉
管理局長

廣島遞信局長

厚生省簡易保險局理事

生 田 武 夫

廣島遞信局長

東京都市遞信局長

東條陸相は現下の内外時局極めて重大なるにかんがみ十五日午後六時より陸相

官邸に陸軍出身の樞密顧問官および現舊

國務大臣を招待して懇談會を開催、先輩

として示教を仰ぐとともに今後の協力と

鞭撻を乞ふこととなつた。當日は陸相の

ほか河南次官、武藤軍務局長出席、陸相

の挨拶後晩餐とともにしながら懇談をと

げ散會。なほ當日の出席者は左の通り。

河合操、奈良武次兩大將、大島健一中

將のほか宇垣一成、阿部信行、川島義

之、杉元山、小磯國昭、林銑十郎、荒

木貞夫、寺内壽一、畠俊六各大將、柳

川平助中將。

×
×
×
×

大政翼賛會の強化の意味か、十五日齋藏相石渡莊太郎、前商相伍堂卓雄、放送協會會長小森七郎の三氏を翼賛會總務を參與に交渉中であつたが、四氏の内諾を得たので十五日近衛總裁の統裁により決定した。

石渡、伍堂兩氏の翼賛會入りは現在の翼

賛會總務のなかには産業、財政、經濟に通

曉してゐるスタッフが比較的少いので、

この方面の強化を行ひ、すでに大綱決定

した經濟新體制運動を推進しようといふ

もの、また小森七郎氏は國內外の緊迫し

た情勢に處し對外對內宣傳の強化をはか

るために、また鈴木中將は十四日の

閣議で方針決定した翼賛會東亞部を中心

とする興亞諸國體の統合強化を促進せん

といふ事情によるものである。